平成２６年（フ）第３８６号
東京都町田市旭町１丁目21番８号ハイツ興林101
債務者　坪内　奈央
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５２０号
横浜市南区弘明寺町字山下321番地　アーバンヒルズ203
債務者　谷山　正則
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５６号
横浜市保土ケ谷区藤塚町24番11号　ヒルズ藤塚Ｇ―202号
債務者　佐藤　　淳
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３６号
東京都調布市富士見町３丁目18番地３皐月209
債務者　附柳ひとみ
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４０９号
東京都日野市大字日野536番地の２アーバンステージ日野501
債務者　一ノ瀬創平
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４７０５号
東京都千代田区西神田２丁目６―１―2009
債務者　清水　信人
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８０７号
東京都板橋区徳丸６丁目39―９―305
債務者　伊東　清克
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１６０号
東京都板橋区大山西町56―７―1102
債務者　小椋真由美
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６２号
静岡市駿河区小鹿１丁目27番13号
債務者　日置俊一郎
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５号
島根県江津市都野津町1866番地１
債務者　重田　英利
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後１時40分
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第７８１号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目17番25号　大山ハイツ102号室
債務者　竹内　健治
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９０号
神奈川県大和市上草柳２丁目12番５号　新田アパート201
債務者　稲垣　フミ
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３７号
横浜市緑区北八朔町2194番地　市営北八朔住宅５棟208号
債務者　土井　喜春
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９６０号
横浜市南区蒔田町字伊勢山841番地の１　蒔田団地４棟204号
債務者　米澤　浩司
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９７８号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地４―２棟304号
債務者　多田　　渚
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部